

農林水産政策研究所政策研究基本方針

7 政策研第 244 号
令和 8 年 1 月 13 日

1 趣旨

農林水産政策研究所（以下「研究所」という）は、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究（以下「政策研究」という。）を行う事務をつかさどる施設等機関として、農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 90 条第 1 項に位置づけられており、農林水産政策研究所政策研究基本方針及び政策研究課題実行計画策定要領（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 企第 205 号企画評価課長通知）に基づき、政策研究を推進するに当たっての基本的方針、政策研究の推進体制、研究評価の実施方法等の基本的な方針（以下「基本方針」という。）を概ね 5 年ごとに定めている。

前回の基本方針から 5 年が経ち、さらに「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 44 号）施行を受けて令和 7 年 4 月に食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されたことを踏まえ、この基本方針を定める。

2 農林水産政策研究所のミッション

研究所は、中長期的政策課題に対応する基盤的・先導的な研究と、短期的政策課題に適時適切に対応する研究を総合的に行うことを通じ、科学的な裏付けを持った農林水産政策の立案に資することをミッションとする。

3 政策研究を推進するに当たっての基本的考え方

研究所は、今後、農林水産省その他の関係行政機関が新たな基本計画に基づき、

- (1) 我が国の食料供給
- (2) 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）
- (3) 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム
- (4) 環境との調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
- (5) 農村の振興

の 5 つのテーマ等に沿って講じていく施策の実施に当たり、その裏付けとなる科学的根拠を提供するため、行政情報に近い強みを活かしつつ、学術界の最先端の知見を踏まえた政策研究を行う。

その際、農林水産政策がそもそも総合的性格を有していることを踏まえ、個々の研究者の創意工夫を活かしつつ、その研究成果が組織において体系化され総合的に成果を発揮できるよう、体系化の基礎となる以下の3つの視点との関連を常に意識して政策研究を行うこととする。

① 農林水産物の価格の形成

持続的な食料システム構築に向けて、生産、流通、消費の各面におけるコストの低減、需要の拡大、バリューチェーンの形成等、農林水産物の価格形成メカニズムの解明に資する研究となっているか。

② 土地利用の最適化

農林漁業者の急速な減少が見込まれる中で、担い手への農地の集積・集約、業種間の農地分配、農山漁村振興等の観点からの土地利用最適化に資する研究となっているか。

③ 農林水産物貿易の安定化

主要国の食料・農業・貿易政策の動向の分析、世界食料需給見通し等、我が国の農林水産物貿易及び資材調達の安定化を通じた食料の安定供給の確保に資する研究となっているか。

4 政策研究の推進体制

政策研究は、政策上の重要課題や政策展開の方向に機動的かつ的確に対応するため、課題ごとに研究者を集めたチームを作りチーム長を中心に進める。

政策研究調整官及び調査官は、課題ごとに課題の内容や成果の公表に関する行政部局との調整、進行管理、予算の管理等を行う。

領域長は、領域内全体の政策研究を俯瞰し、政策的、学術的な観点からチーム長等に指導・助言を行う。

農林水産政策研究所長は、全ての課題の設定、進行について概ね四半期ごとにヒアリングを行い、課題の進行状況を把握したうえで必要な助言・指示を行う。

なお、こうした体制は状況の変化に応じて柔軟に見直しを行うこととする。

5 研究評価の実施方法

(1) 課題評価

研究所は、農林水産政策研究所の研究評価の実施について（平成20年2月7日付け19企第239号大臣官房企画評価課長通知（以下「課長通知」という。）及び平成22年12月17日付け22政策研第225号農林水産政策研究評価実施要領）に基づき、農林水産政策研究所長が委嘱した外部専門家を委員とする評価会議により、毎年、政策研究課題ごとに、社会的ニーズへの対応、政策の企画・立案への貢献、学術面からみた成果等について評価を受けるとともに、担当行政部局か

ら、行政部局と研究所の連携状況及び成果の活用状況について評価を受ける。これらの評価結果については、翌年度以降の政策研究課題の内容、研究方法、成果の公表方法等に反映させる。

(2) 機関評価

研究所は、課長通知に基づき、3年ごとに農林水産省大臣官房政策課長が委嘱した外部専門家を委員とする機関評価委員会により、機関運営及び政策研究の実施についての評価を受け、評価結果を研究所の組織・業務等の改善に反映させる。

6 その他政策研究を効率的・効果的に推進するために必要な事項

(1) 行政との連携強化

政策研究を行うに当たっては、政策研究成果の第一義的利用者が行政部局であることを踏まえ、行政部局との日常的な意見交換、情報交換、人事交流そのほかの行政との連携を確保する。特に政策研究課題の設定とその成果の提供について、行政との十分な意見・情報の交換を図る。また、政策の企画立案に活用されるよう、科学性を損なわない範囲内で可能な限り行政ニーズに対応したスピード感のある政策研究を行うとともに、ある程度の時間を要する課題についても、途中段階を含めその成果を適時適切に提供する。

(2) 社会的関心の高い成果の分かりやすさを重視した情報発信

政策研究の成果その他の研究関連情報について、農林水産政策関係者及び広く国民に対して、紙媒体だけでなくSNS等を活用した多様な方法により、分かりやすい形で積極的な情報発信に努める。また、政策研究課題の成果は原則として成果報告会等を通じて公表することとし、これらを計画的に実施する。

(3) 大学等の研究機関との連携強化・交流の充実

独立行政法人等の試験研究機関、大学、国際機関等（以下「大学等」という。）との研究員の交流・共同研究を積極的に行い、開かれた環境において充実した政策研究を実施する。

また、大学等で蓄積されている研究の成果を効果的に活用し、大学等と質の高い研究を連携して行うことで、研究成果を行政部局や研究所に着実に蓄積するとともに、人的交流によって研究所と大学等双方の質的向上を図る。

(4) 人材の養成・確保と外部関係者との連携

研究者の資質向上を図るために、必要な人材の養成・確保を図るとともに、外部研究機関との人事交流を活用し、必要に応じ、大学等外部の専門家を客員研究員

として招聘する。

また、研究所は、行政と研究の連携を強化し、農林水産省の行政部局の職員に對して必要な研究機会を提供するため、コンサルティング・フェロー制度を実施する。

(5) AIへの対応

様々な場面における AI に関する情報収集に努め、政策研究での活用方法について検討する。